解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

長崎県松浦市鷹島町阿翁免一六四六番地一

鷹島バイオパーク株式会社

清算人　山口　智士

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

鹿児島市樋之口町一〇番七号

有限会社雅集亭

清算人　翁　京子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年九月十四日千葉地方裁判所木更津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

千葉県富津市富津一三二二番地

宗教法人神習教富津永榮講社

清算人　海野　栄子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

東京都渋谷区神宮前六丁目一六番一二号

チサンマンション神宮前管理組合法人

清算人　瀧川　一男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月二十一日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

岐阜県大垣市番組町二丁目一八番地の三

本明寺

清算人　沼　幸佑

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十八年十月二十五日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

三重県名張市桔梗が丘四番町三街区一四番地

医療法人良歯会

清算人　今村　司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年十月十一日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

京都府船井郡京丹波町小畑ダン二四番地

小畑生産森林組合

清算人　梅原　眞

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

広島県福山市神辺町大字八尋一一八四番地

全一心理教団

清算人　延近　佳枝

配当公告

東京都港区芝四丁目一一番三号

破産者　一般財団法人日本ライフ協会

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十八年（フ）第一七二〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇七八、九五四、五五三円

一、配当することのできる金額

金三二三、六八五、九五三円

平成二十八年十一月二十四日

大阪市中央区北浜二丁目六番一八号淀屋橋スクエア一二階　破産管財人　森　恵一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市中央五丁目一番地二二、最後の住所栃木県宇都宮市中央五丁目一番一〇号

被相続人　亡　柴田　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

栃木県宇都宮市住吉町一九番一二号

相続財産管理人　司法書士　伊東　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町二〇〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区別所町二四番地一　一―二〇四

被相続人　亡　大辻　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―四

ニチモビル五〇一　岡村茂樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　將三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市沓見二五五四番地、最後の住所千葉県南房総市沓見二五五四番地

被相続人　亡　山口　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

千葉県館山市北条一二三一番地の一

相続財産管理人　司法書士　堀川　貢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市荒町甲一二番地、最後の住所新潟県新発田市荒町一四三八番地八

被相続人　亡　髙野　トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

新潟県新発田市城北町二丁目一一番三〇号

事務所新潟県新発田市緑町三丁目二番一〇号

相続財産管理人　波多野雅造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市磯部町一丁目七番、最後の住所富山県魚津市吉島一丁目一二番三一号若松荘二号

被相続人　亡　宮本　金成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

富山県富山市丸の内一丁目八番一七号新丸の内ビルディング三階

相続財産管理人　弁護士　水田　基道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市千日町九二番地、最後の住所石川県金沢市片町二丁目二三番一号

被相続人　亡　寺西　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

事務所石川県金沢市大手町一五番一五号

ライフ金沢第二ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　山本　啓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市長良福光一六〇八番地一、最後の住所岐阜県岐阜市桜通六丁目二〇番地

被相続人　亡　今井　道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日

事務所岐阜県岐阜市端詰町五五番地オフィスＩ・Ｏ・Ｐ三階Ｂ号室

相続財産管理人　弁護士　武藤玲央奈